

【法第34条第9号該当 沿道サービス（ガソリンスタンド）】

事前相談に必要な書類

1. 付近見取図・・・・・・・・・・・・○ 主要交通機関からの経路、公共施設、隣接建物。その他目標となる地物を記入
2. 公図の写し・・・・・・・・・・・・○ 法務局（登記所）保管のもの（閲覧日、閲覧者氏名、閲覧場所を記入）
○ 範囲は敷地とその周辺とし、対象敷地を赤枠で明示
3. 土地登記簿謄本・・・・・・・・○ 法務局（登記所）発行のもの（最新の内容のもの）
4. 理由書・・・・・・・・・・・・○ 当該地に給油所を建設する理由
5. 事業計画書・・・・・・・・・・・・○ 営業収支計画、建設資金計画、施設の利用計画等
6. 関東通商産業局資源部石油課事前相談書の写し
7. 敷地現況図・・・・・・・・・・・・○ 敷地の地形、道路の名称・幅員等を示したもの
8. 計画図・・・・・・・・・・・・○ 計画地の建物配置、建物平面、面積等を表したもの

(注意) ※ 相談の内容によっては、この他にも必要書類が生じる場合があります。
※ 申請地が「農地」の場合は、別途、農地転用等（市町村の農業委員会）の事前相談が必要です。
※ 法第34条第9号の運用基準（手引きに掲載）があります。